

令和 8 年度

保育所入所のてびき



毛呂山町マスコット「もろ丸くん」

はじめにお読みください

●入所(入園)希望の方は必ず本てびきをお読みください。

申込みは本てびきの内容にご同意いただいているものと判断させていただきます。

●施設見学について

入所申込みの前に施設の見学をお願いします。入所を希望する全ての施設にご連絡のうえ、詳細の確認、見学をしてください。入所調整の際に、保育の必要性の高さ（P12 参照）が同じ方がいた場合、見学をした方に加点します。

●保育施設とは

保育所は保護者の労働や病気等のために、日中家庭において保育することができない児童を保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

毛呂山町子ども課 保育係

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央 2-1

TEL 049-295-2112（内線 141・142）

もくじ

1. 保育施設と認定	1
●2号・3号認定(保育)該当施設	
●1号認定(幼稚園教育)該当施設	
2. 入所申込み(保育該当施設)	2
●入所要件	
●令和7年度1月～3月及び、令和8年度4月入所の申込日	
●途中入所の申込期間	
●提出書類の配布場所	
3. 認定事由と入所申込書類	3
●提出書類	
4. 申込みから入所までの流れ	5
●転園希望の場合	
5. 入所後の提出書類	6
●提出場所及び書類配布場所	
●入所後の提出書類一覧	
6. 入所決定後の留意事項	7
●施設との入所前面談	
●慣らし保育	
●時間外保育(延長保育)	
●認定内容や世帯状況等に変更がある場合	
●入所後の住所変更	
●継続認定申請書(現況調査)	
7. 育児休業中の継続利用	8
●育児休業中の継続利用が適用される方	
●在園児を継続利用させるための提出書類	
●継続利用可能期間	
8. 保育料及び給食費	10
●保育料対象児童	
●保育料の納付方法	
●保育料の口座振替の手続き及び引き落とし日	
●保育料及び副食費について	
●無償化事業	
9. 保育料徴収金額表	11
10. 保育所入所選考基準表(一部抜粋)	12
11. 各園紹介	13

1. 保育施設と認定

施設の利用を希望する場合、認定及び入所申込みを行う必要がありますので、次の認定区分に応じて手続きをしてください。

●2号・3号認定(保育)該当施設(役場子ども課へ申込み)

類型	施設名	所在地 電話番号	入所可能 月齢	開所時間 (延長含む)	保育時間
保育所	旭台保育園	旭台 69-2 049-294-0857	満 10 ヶ月～	平日 7:00-19:00 土曜 7:00-13:00	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30
					土曜 8:30-12:30
保育所	ゆずの里保育園	平山 1-47-2 049-294-6066	満 6 ヶ月～	平日 7:00-19:00 土曜 7:00-13:00	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30
					土曜 8:30-12:30
保育所	あけぼの幼児園	長瀬 398-5 049-295-2340	満 3 ヶ月～	平日・土曜 7:00-19:00	短 8:30-16:30
					標 7:00-18:00
保育所	毛呂山みどり保育園	葛貫 799-12 049-294-1115	満 3 ヶ月～	平日・土曜 7:15-18:45	短 8:15-16:15
					標 7:15-18:15
保育所	ながせ保育園	前久保 497 049-294-2515	満 3 ヶ月～	平日・土曜 7:00-19:00	短 8:30-16:30
					標 7:00-18:00
幼保連携型 認定こども園	ときわぎこども園 (保育部門)	平山 2-11-1 049-294-4992	満 6 ヶ月～	平日・土曜 7:30-19:30	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30
幼稚園型 認定こども園	毛呂山愛仕幼稚園 (保育部門)	岩井西 4-13-2 049-294-0977	3 歳～	平日・土曜 7:30-18:30	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30
小規模保育 事業所	こひつじ愛児園	岩井東 2-25-8 049-295-1878	満 2 ヶ月～	平日・土曜 6:45-19:15	短 8:30-16:30
					標 7:30-18:30

※短：保育短時間 8時間

※標：保育標準時間 11時間

●1号認定(幼稚園教育)該当施設(施設へ申込み)

類型	施設名	所在地 電話番号	入所可能 月齢	開所時間 (延長含む)	保育時間
幼保連携型 認定こども園	ときわぎこども園 (幼稚園部門)	平山 2-11-1 049-294-4992	満 3 歳～	平日・土曜 7:30-19:30	教育 10:00-14:00
					朝預かり 7:30-10:00
					夕預かり 14:00-18:00
幼稚園型 認定こども園	毛呂山愛仕幼稚園 (幼稚園部門)	岩井西 4-13-2 049-294-0977	満 3 歳～	平日・土曜 7:30-18:30	教育 9:30-14:00
					朝預かり 7:30-9:30
					夕預かり 14:00-18:30

2. 入所申込み(保育該当施設)

●入所要件(申込みが可能な世帯(以下の全てに該当する方))

- ①毛呂山町在住または保護者の勤務地が毛呂山町内にある方
- ②父母ともに(ひとり親の場合は父母いずれか)認定事由に該当する方(P3 参照)
- ③児童が日々保育が必要な状態となる方

●令和7年度1月～3月及び、令和8年度4月入所の申込日

一斉受付日	令和7年11月6日(木)・7日(金) 10:00～12:00 役場 201 会議室へお子様とご一緒にお越しください ※混雑緩和のため、なるべく前日までに来庁予定日時をご連絡ください (子ども課 電話 049-295-2112 内線141・142) なお、当日キャンセルの連絡は不要です ※当日は、ご連絡いただいた方を優先してご案内します。
予約制受付日 ※一斉受付日にお越しただけない方のみ	令和7年11月8日(土)・15日(土) 8:30～12:00 子ども課窓口またはお電話にて事前予約の上お越しください (子ども課 049-295-2112 内線141・142) なお、11月14日(金)までに予約がない場合、当日の対応は致しません

※令和7年度1月～3月の途中入所をご希望される方は、令和7年度、令和8年度の受付を同時に行うため、「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」(P3 提出書類参照)を2枚ご用意ください。

●令和8年度途中入所の申込期間 ※下記期間内に直接子ども課保育係にご提出ください。

5月入所希望	令和8年3月6日(金)～令和8年4月3日(金)
6月入所希望	令和8年4月6日(月)～令和8年5月1日(金)
7月入所希望	令和8年5月7日(木)～令和8年6月5日(金)
8月入所希望	令和8年6月8日(月)～令和8年7月3日(金)
9月入所希望	令和8年7月6日(月)～令和8年8月5日(水)
10月入所希望	令和8年8月6日(木)～令和8年9月4日(金)
11月入所希望	令和8年9月7日(月)～令和8年10月5日(月)
12月入所希望	令和8年10月6日(火)～令和8年11月5日(木)
1月～3月入所希望	新年度入所申込み時と同時にお申込みください。

●提出書類の配布場所

役場子ども課保育係窓口などで配布しています。

※注意事項

- ◇上記申込期間に申込が無い場合、その月の入所選考を行うことはできません。
- ◇入所を希望する児童に発達の違いや障害等の疑い、アレルギー等がある場合には、必ず申込時までに子ども課保育係、希望する保育施設へご相談ください。

3. 認定事由と入所申込み書類

●提出書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入園申込書(黄色)
- ②児童の状況(水色)
- ③兄弟姉妹関係調書／家庭の状況(水色)
- ④同意書(水色)
- ⑤保育が必要なことの証明書等(父母ともに(ひとり親の場合は父母いずれか)提出) (緑色)

●保育が必要なこと認定事由(父母それぞれに認定事由が必要です。)

認定事由	認定条件	必要書類(保育が必要なことの証明書等)
就労	月64時間以上の労働を常態	就労証明書(勤務先が作成したもの) ※自営業の場合、開業届、確定申告の写し等を添付。 農業の場合、取引が証明できる書類の写しを添付
就労 (育休復帰)	入所月の翌月 15 日までに復職し、 月64時間以上の労働を常態	就労証明書(勤務先が作成したもの) 復職証明書(入所した翌月末までに提出)
妊娠・出産	入所開始月が予定日から数えて 産前8週～産後8週の属する月に認定	理由書 母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日が確認できる部分の写し)
疾病・障害	保護者が疾病、負傷、知的障害、精神障害又は身体障害がある場合	理由書 診断書、各種手帳、介護保険被保険者証等の写し
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をする場合	理由書 診断書、各種手帳、介護保険被保険者証等の写し
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	り災証明書
求職活動	入所後働く予定の方(起業準備を含む)	誓約書
就学	保護者が就学をする場合(職業訓練校等による職業訓練を含む)	理由書 在学証明書、学生証、カリキュラム等の写し
その他	虐待・DV 等	役場子ども課にご確認ください

※注意事項 (申込前に必ずご確認ください。)

全ての認定共通

- ◇各認定事由にかかる必要書類及び添付書類は、証明日が 3 ヶ月以内のもののみ有効です。
- ◇基本的な預かり時間については、認定事由により、必要な時間のみの預かりとなっております(土曜保育も同様)。シフト等により就労がない日など、保育が必要と認められない日の利用については、各施設と相談をお願いします。
- ◇書類提出の際、窓口で本人確認及びマイナンバーが確認できるものの提示をお願いします。
- ◇書類不備がある場合、受付ができない場合があります。
- ◇証明書の内容確認のため、勤務先等に連絡させていただく場合があります。

就労の方

- ◇実績の確認を年に1回程度行っております(P7継続認定申請書(現況調査)参照)。
- ◇実績の確認が取れなかった場合、原則、当月末で退所となります。
- ◇育休復帰の場合、入所月の翌月15日までに復帰し、入所した翌月末までに復職証明書の提出が必要となります。(期限までに提出がない場合、原則、当月末で退所となります。)
- ◇雇用形態(正規雇用・パート等)による優先順位への影響はありません。

妊娠・出産の方

入所決定後、妊娠が判明した場合でも、産前8週産後8週が属する月が入所月と重なる場合、妊娠・出産での認定となります。この場合、産後期間終了後は必ず一度退所となりますので、入所継続希望の場合は、別の事由で改めて認定申込みが必要です。

求職活動の方

入所月の翌々月 15 日までに就労証明書の提出が必要となります。期間内に提出がない場合は原則、当月末で退所となります。

就学の方

- ◇認定事由となる学校には条件があります。詳しくはお問い合わせください。
- ◇外国籍の方の日本語習得のための学校については基本認められません。県や市町などの認可を受けた専修学校が該当となります。各学校の担当者にご確認の上、役場窓口にてご相談ください。

※よくある質問

- Q. 申込期限までに書類が揃わないのですが、入所申込みは受けてもらえますか？
- A. 保護者の方が記載する書類については、必ず期限内に揃えて提出してください。就労証明書等について、間に合わない場合は、入所調整において優先順位が下がることや、申込みを取り下げいただく可能性がございます。間に合わない場合には、いつまでに提出ができるか詳細をご報告ください。

毛呂山町外在住の方

毛呂山町外に住所があり、毛呂山町内の施設を希望する場合、住所がある市区町村で申込みしてください。

毛呂山町外の保育施設を希望する場合

- ①毛呂山町内に住所があり、毛呂山町外の施設を希望する場合、毛呂山町に申込みしてください。
- ②市区町村により申込期間や必要書類等が異なりますので、あらかじめ対象の市区町村にご確認の上、早めに毛呂山町へ申込みをお願いします(毎年度ごとに申込みが必要です)。

毛呂山町内に転入予定の方

毛呂山町外に住所があり、毛呂山町内に新居を建設中または賃貸契約予定等の場合、必要書類(契約書、転入誓約書等)を添付の上、住所がある市区町村に申込みしてください。

※4月入所を希望の場合、3月末までに転入する事を条件に、毛呂山町子ども課に申込みが可能です。

4. 申込みから入所までの流れ

入所申込み	入所日は、毎月1日付となります。 申込期間内に必要書類を揃えて役場子ども課保育係へご提出ください。 申込書類は子ども課保育係などで配布をしています。 ※一部書類は町HPにも掲載をしています。
▼	
入所調整	提出された書類により、保育の必要性について審査、認定を行います。 第1希望から順に、保育の必要性の高い児童から入所調整を行います。 ※公立保育園は、支援を必要としている方を優先します。 定員に空きがある場合でも、職員配置や保育状況により受入が困難な場合があります。
▼	
入所決定 または 入所保留	結果については、入所希望月の前月中旬頃に郵送で通知します。 入所決定の場合、入所決定施設へ連絡し、面談の日程調整をしてください。 入所保留の場合で、翌月以降に再度申込み希望の場合、申込期間内に改めてお申込みください。
▼	
入所前面談	入所決定後、施設にて入所前面談を実施します(入所決定施設へ連絡し、日程調整をしてください)。 慣らし保育や持ち物等について説明があります。
▼	
入所	入所後、児童が施設に慣れるまでは「慣らし保育」として、通常保育よりも短い保育時間となります。 (慣らし保育の期間については児童の様子等により異なります。)

※注意事項

◇入所を希望する施設に事前見学をしていただきますようお願いします。

(入所後、転園等となるとお子様の負担となってしまいますので、慎重な園選びをお願いします。)

●転園希望の場合

◇転園希望の申込は可能ですが、新規申込の児童が優先となります。

◇転園先が決定した場合、それまで入所していた施設に戻ることは出来ません。

(転園により、その枠に他児童の入所決定を行うことがある為、いかなる理由があっても戻ることができません。)

◇転園が出来なかった場合、それまで入所していた施設に継続入所することが可能となります。

◇転園後は新しい施設において、再度慣らし保育を実施いたします。

5. 入所後の提出書類

●提出場所及び書類配布場所

役場子ども課保育係へご提出ください(提出期限は下表に記載)。

書類については、各施設及び役場子ども課保育係で配布をしています。

●入所後の提出書類一覧

変更事項	変更前		変更後		必要書類	提出期限
時間	標準時間	→	短時間	=	①教育・保育給付認定申請書 兼入園申込書	変更する前月末 までに提出
	短時間	→	標準時間	=	①教育・保育給付認定申請書 兼入園申込書 ⑤就労証明書	
認定	〇〇〇	→	求職活動	=	⑤誓約書	
	〇〇〇	→	就労	=	⑤就労証明書	
	就労 or 求職	→	疾病、看護、介護、 産前産後、就学等	=	⑤理由書 その他添付書類※1	
	一般世帯	→	ひとり親世帯等	=	①教育・保育給付認定申請書 兼入園申込書	
	ひとり親世帯等	→	一般世帯	=	⑦記載事項変更届 ※婚姻の場合、新しい保護者 の⑤の該当する書類	
引っ越し	町内	→	町外	=	⑥退所届※2	
世帯内容	世帯合併	⇄	世帯分離	=	⑦記載事項変更届	
妊娠・出産	妊娠が判明した場合			=	⑧出産予定報告及び誓約書 ⑧労働契約書(必要な方) ⑤就労証明書(必要な方) ※就労証明書は産前休暇前の 直近3ヶ月間の実績が必要	出産前に提出
退所	退所する場合			=	⑥退所届	当月末までに提出

※1 その他添付書類：P3 提出書類(保育が必要なことの認定事由欄)をご参照ください。

※2 毛呂山町の児童として認定を行っているため、退所となります。

※注意事項

◇変更事項がある場合、必ず提出してください。正当な理由なく提出がない場合には退所となります。

◇保護者の死亡・離婚・再婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合や、修正申告等により所得割課税額が変更となった場合は速やかに子ども課保育係までご連絡ください。保育料(P10,11 参照)の変更は届出の翌月以降に適用となります。

6. 入所決定後の留意事項

●施設との入所前面談

入所決定後、必ず施設と面談が行われます。慣らし保育や持ち物等について説明がありますので、入所決定通知が役場から届きましたら、必ず施設に連絡をしてください。

(保育料、(P10、11 参照)とは別に、施設により制服代や教材費等の実費負担が必要な場合がありますので、施設へご確認ください。)

●慣らし保育

各施設では、児童の負担軽減及び適応等を目的として、入所後、通常保育より早い時刻のお迎えをお願いする慣らし保育を実施しています(慣らし保育の期間については児童の様子等により異なります)。

●時間外保育(延長保育)

勤務時間、通勤時間等により保育必要時間を超えた時間での保育が必要な方に限り、時間外保育を実施しています。希望される場合は、各施設にご相談ください。

別途延長保育料が必要となりますので、各施設にお問い合わせください。

●認定内容や世帯状況等に変更がある場合

入所決定後、認定内容や世帯状況等に変更がある場合、役場子ども課へ届出をしてください(P6参照)。

※翌月1日から適用となります(退所届に関しては当月末に適用)。

●入所後の住所変更

入所決定後に町外へ転出した場合は、自動的に認定及び入所の資格が喪失します。

転出後も入所継続希望の場合、転出先市区町村で改めて申込みをしてください。

(毛呂山町内の児童が優先となりますので、転出後の入所継続が不可となる場合もございます。)

●継続認定申請書(現況調査)

保育を必要とする状況の確認のため、年に1回程度、継続認定申請書(兼現況届)及び就労証明書、診断書等をご提出いただきます(一斉調査以外にも書類をご提出いただく場合があります)。

現況調査は、入所要件を満たしているか、適切に判断するために行っています。

そのため、保育が必要な事由を満たしていない方は原則当月末で退所となります。

例 特別な理由なく、最低就労時間64時間以上の労働を常態としていない場合

育児休業継続利用(P8 参照)の届出なく、産前産後の期間(P3 参照)を経過した場合 など

※その他

必要書類の未提出や保育料の未払いが続く場合、入所継続ができなくなる場合があります。

保育料は、児童を保育するための必要な経費の一部となります。正当な理由なく保育料を滞納しますと、税法上の滞納処分を受ける場合があります。

7. 育児休業中の継続利用

●育児休業中の継続利用が適用される方

在園児は保育が必要な状態ではなくなります。

特例として、条件①、②をいずれも満たした方のみ在園児の継続利用が適用されます。

条件①	入所後1ヶ月半以上経過しており、就労状態の継続を行っていること。
	※就労状態の継続とは3ヶ月以上の就労実績(各月64時間以上)が確認できる方です。 ※入所期間に産前6週が属する月は就労実績があっても含みません(労働基準法第65条より、産前休業申請可能)。入所するために無理に働くのではなく母体を大事にしてください。 ※別途就労証明書や在籍証明を提出していただく可能性があります。 ※現在の就労先に速やかに復職出来るよう、特例とした制度です。そのため、産前休暇(出産6週)前3ヶ月以上の就労実績の確認が取れない方は対象外となります。また、育児休業期間中に就労先を変更された方は、変更時点で当月末退所となります。
条件②	下記 出産前に必要な書類を提出した方(役場子ども課保育係へ提出)
	※必ず、出産前にご提出ください。 ※入所継続の意思を確認するためのものです。そのため、特別な理由がない限り、出産後の提出は入所継続の対象外となります。

●在園児を継続利用させるための提出書類(役場子ども課保育係へ提出)

出産前に必要な書類 (P6 参照)	・出産予定報告及び誓約書(判明次第すみやかに提出)、労働契約書 ・母子手帳の表面及び出産予定日の記載されたページの写し ・就労証明書(産前休暇に入る前月までの3ヶ月間の実績がわかるもの)
出産、復職後に必要な書類	継続利用可能期間内に復職し、復職した月末までに復職証明書を提出

【例】10/1から産前休暇取得(産前6週前)の場合は、7から9月の実績が分かる就労証明書を提出

●継続利用可能期間

育児休業制度の「ある」労働者の場合	出産日より、1年以内 / ※入所不可だった場合1年6ヶ月以内
育児休業制度の「ない」労働者の場合	出産日より、1年以内

※注意事項

◇育児休業取得は権利ですが、常時就労等の保育の認定事由とは異なります。保育が必要な方とは、入所要件を満たしている方のみです。そのため、育児休業中の継続入所を行うにあたって虚偽の報告の発覚、特例条件を満たさず必要性が無いと判断された場合には当月末で退所となります。

◇継続利用可能期間を超えて育児休業を取得する場合、在園児は退所となります。

◇両親ともに育児休業を取得する場合は必ず**事前に**保育係にご相談ください。相談無く育児休業を取得された場合や、特別な理由が無い場合、当月末で退所となります。

※よくある質問

Q. 現在就労を理由に4月入所の申込み中ですが、妊娠が判明し、出産予定日の産前8週が4月か5月にあたりそうです。4月入所はできますか？

A. まず、出産前に必要書類を子ども課保育係へご提出ください。

出産予定日を基準に、産前8週が何月に属するかを見ていきます。

◇**4月に産前8週が当たる方** 4月の認定事由が就労ではなく妊娠・出産となり、産後8週が属する月以降の継続入所は認められません。

◇**5月に産前8週が当たる方** 4月の認定事由は就労となり、5月から認定事由の変更が必要か判断します。

- ・ 5月15日までが産前6週にあたる方は、5月は妊娠・出産に変更となります。産後8週が属する月までが入所期間となり、それ以降の継続入所は認められません。
- ・ 5月16日以降が産前6週にあたる方は、就労実績の確認を行った上で判断となりますので、就労証明書及び必要書類を子ども課にご提出ください(提出がない場合には退所となります)。

Q. 現在1子は育休中の継続利用中ですが、新たに3子の妊娠が判明しました。在園中の1子は継続利用扱いになりますか？また、2子は保育所入所が可能ですか？

A. まず、出産前に必要書類を子ども課保育係へご提出ください。

1子が5歳クラス(年長)の場合、小学校への接続を考慮し、継続利用を認める可能性があります。

※1号認定可能な認定こども園に通園しているため2号認定から1号認定へ変更する等、認定変更可能な場合は認定変更を優先とします。

1子が4歳クラス以下の場合、2子の1歳の誕生日の前日が属する月の月末で退所となります。

2子を保育所に入れる場合には、復職が必須となりますので継続利用が適用される条件を確認の上、ご検討ください。1子2子ともに、産前産後の期間に保育が必要な場合は改めて必要とする月に入所の申込が必要となりますので、申込期間のご確認をお願い致します(P2参照)。

Q. 現在、毛呂山町外で入所中です。毛呂山町に転入予定があり、保育所の入所を検討しています。妊娠中ですが、育児休業中の継続入所は可能でしょうか？

A. 入所申込時の必要書類の他、出産前の必要書類と併せて「在園証明書(任意様式)」をご提出ください。

町外保育所であっても、在園の期間や就労実績の確認といった条件は同じとなります。

4月入所をご希望の方は、申込期間中(P2参照)に、入所申込時の必要書類の他、出産前に必要書類をご提出ください。また、3月末までの「在園証明書(任意様式)」と就労実績が必要となりますので、4月末までに在園証明書及び就労証明書をご提出ください。

※2月末で退所など、3月の在園が証明されない場合は継続とみなしませんので、ご注意ください。

※あくまでも、継続という考え方となりますので、お引っ越しを機に産休育休前と別の就労先へ変更となる場合も継続とは認められません。

Q. つわりがひどく、64時間以上の勤務が出来ない場合、退所扱いとなりますか？継続入所できますか？

A. 産前休暇前、直近3ヶ月間(出産6週にあたる月は対象外です)の雇用契約時間、就労実績を確認します。

状況に応じて認定理由が疾病に切り替える可能性があります。疾病に切り替わった場合、継続入所は出来ませんので、産後8週が属する月の月末で退所となります。ご相談ください。

8. 保育料及び給食費

●保育料対象児童

該当年度4月1日時点で0～2歳の児童。

利用日数に関わらず、毎月1日時点で在籍している月に保育料がかかります。

●保育料の納付方法 ※保育料については、公立・私立により差はありません。

利用施設	納付先	納付方法
町内の公立保育所	毛呂山町に納付	原則、口座振替
町内外の私立保育所		
認定こども園(町内外)	施設に直接納付	施設により異なる
地域型保育事業所(町内外)		
町外の公立保育所	当該保育所がある市区町村に納付	市区町村により異なる

●保育料の口座振替の手続き及び引き落とし日

口座振替の手続き

役場子ども課保育係にて配布された「預金口座振替依頼書」を下記指定金融機関にて提出してください。

指定金融機関(支店については各金融機関にご相談ください。)

埼玉りそな銀行 越生毛呂山支店	埼玉縣信用金庫 毛呂山支店	東和銀行 長瀬支店
飯能信用金庫 毛呂山支店	いるま野農協 毛呂山支店	

引き落とし日

毎月27日(12月のみ25日)に指定口座より引き落としとなります(振替日が土日祝日の場合、翌営業日)。

※残高不足等により引き落としができなかった場合、後日送付する納付書にて速やかにお納めください。

※口座振替においては、領収書の発行を省略させていただいています。

●保育料及び副食費について ※算定対象令和8年度分について記載

保育料及び副食費は、住民税の所得割課税額(父母合算)を基に決定します。決定時期は年2回です。

※祖父母等と同居している場合は、祖父母等の住民税を合算する場合があります。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
算定対象	令和7年度市区町村民税額 (令和6年分所得)					令和8年度市区町村民税額 (令和7年分所得)						

●無償化事業

第2子以降保育料無償化事業(0～2歳クラス対象)

毛呂山町では大学生年代までを第1子とし、第2子以降の児童の保育料(給食費含む)を無償としています。

保育所等給食費無償化事業(3～5歳クラス対象)

毛呂山町では国の定めた金額を上限に、給食費の補助を行っています。※施設により金額が異なります。

9. 保育料徴収金額表

対象児童：該当年度4月1日時点で0～2歳の児童（保育施設在園児童）

一般世帯					ひとり親世帯等				
階層		標準		短時間	階層		標準		短時間
所得割課税額	A	生活保護世帯等	0	0	所得割課税額	A	生活保護世帯等	0	0
	B1	非課税世帯	0	0		B1	非課税世帯	0	0
	C1	所得割非課税均等割額のみ	5,500	5,500		C1	所得割非課税均等割額のみ	2,250	2,250
	C3	9,800円未満	7,300	7,300		C3	9,800円未満	3,150	3,150
	C5	9,800円以上 19,600円未満	9,100	9,100		C5	9,800円以上 19,600円未満	4,050	4,050
	C7	19,600円以上 29,400円未満	10,900	10,900		C7	19,600円以上 29,400円未満	4,950	4,950
	C9	29,400円以上 39,200円未満	12,700	12,200		C9	29,400円以上 39,200円未満	5,850	5,600
	C11	39,200円以上 48,600円未満	15,000	14,500		C11	39,200円以上 48,600円未満	7,000	6,750
	D1	48,600円以上 57,700円未満	19,800	18,800		D1	48,600円以上 77,101円未満	9,000	9,000
		57,700円以上 78,800円未満	19,800	18,800			77,101円以上 78,800円未満	19,800	18,800
	D2	78,800円以上 97,000円未満	25,200	24,200		D2	78,800円以上 97,000円未満	25,200	24,200
	D3	97,000円以上 130,600円未満	31,000	30,000		D3	97,000円以上 130,600円未満	31,000	30,000
	D4	130,600円以上 149,800円未満	38,000	36,500		D4	130,600円以上 149,800円未満	38,000	36,500
	D5	149,800円以上 169,000円未満	44,500	43,000		D5	149,800円以上 169,000円未満	44,500	43,000
	D6	169,000円以上 235,000円未満	48,800	46,800		D6	169,000円以上 235,000円未満	48,800	46,800
	D7	235,000円以上 301,000円未満	53,200	51,200		D7	235,000円以上 301,000円未満	53,200	51,200
	D8	301,000円以上 397,000円未満	56,000	54,000		D8	301,000円以上 397,000円未満	56,000	54,000
	D9	397,000円以上	58,900	56,900		D9	397,000円以上	58,900	56,900

※注意事項

- ①確定申告期間に申告されなかった場合、算定を行うことができません。その際には最高額の保育料を請求させていただく場合があります（毛呂山町保育料徴収金額表参照）。
- ②算定については、税額控除（寄附金控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除等）を受ける前の税額を適用します。
- ③マイナンバーを活用した情報連携を行い、市区町村民税額を参照します。
- ④算定基準年の1月1日時点で毛呂山町に住民登録がない方については、別途証明書類の提出を依頼することがございます（期限までに提出が無い場合、最高額での算定となります）。
- ⑤修正申告等により市区町村民税額が変更となった場合、子ども課保育係までお知らせください。
※保育料の変更は届出の翌月以降となります。
- ⑥「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯及び、同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた者や、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯をいいます。
- ⑦「同一世帯」とは、生計を共にしている住民票上の世帯をいいます。ただし、就学等で別居している場合でも、生活費・学資金等の送金が定期的に行われている場合には「生計を共にしている」とみなします。

10. 保育所入所選考基準表(一部抜粋)

受入れ可能人数を上回る利用申込があった場合は、入所選考基準表を基に、第一希望から順に保育の必要性(保育指数)が高い児童から入所調整を行います。

公立保育園は、支援を必要としている方を優先します。

要 件	基 準		保育指数	
			父	母
就労 (内定含む)	月64時間以上の就労を常態		6～10	6～10
内職	月 64 時間以上の内職を常態		5	5
求職中	求職のため、日中外出を常態		3	3
就 学	学校等に在学している者、職業訓練を受けている者(予定を含む)		6	6
出 産	出産予定日から 8 週前の日の属する月初から出産日から 8 週を経過する日の属する月末まで		—	10
疾病・障害	入院	自身の起居にも困難があり、保育できない状態、常時臥床など(診断書記載あり)	10	10
	居宅療養	自身の起居にも困難があり、保育できない状態、常時臥床など(診断書記載あり)	10	10
		自身の身の回りのことはできるが、保育ができない状態(診断書記載あり)	9	9
		自身の症状改善のため、保育をしないことがのぞましいこと	8	8
		疾病は比較的軽症だが、定期的通院を要する方	6	6
	障害	身体 1 級、精神 1 級、療育 A、A	10	10
		身体 2 級、精神 2 級、療育 B	7	7
		身体 3 級、精神 3 級、療育 C	5	5
		上記以外の障害		
看護・介護	入院付添 概ね1ヶ月以上の親族の入院・付添に当たっている方		9	9
	心身障害者介護 心身障害者の介護、通院等に当たっている方		9	9
	居宅内介護 同居の親族の長期居宅療養等介護に当たっている方		5	5
	介護	要介護4以上	10	10
		要介護2以上	8	8
		その他	5	5
	※老人ホーム・介護施設等を利用している場合、利用日を除いて月 64 時間以上の介護に当たっていることが原則			
災害等	火災、風水害等で家屋が失われ、復旧にあたる者		10	10
虐待・DV	児童の虐待・DV を受けている(恐れがある)場合		20	20
その他	上記に該当するものはないが、町長が保育を必要と認める場合		20	20

※入所を希望する児童に障害またはその疑いがある場合には、別途状況を考慮し加点します。

※自営業、農業の方は就労扱いとなります。自営業の場合は開業届・確定申告の写し、農業の場合は取引が証明できる書類の写し等の添付が必要です。

※各要件について、期限内に添付書類の提出が無い場合は、入所調整において優先順位が下がることや申込を取り下げてくださいと可能性がございます。

※就労証明書について、合計時間・就労実績が未記入の場合には、父母それぞれで減点します。

(内定者においては就労実績は不要です。)

※保育指数が同じ方がいた場合は、事前に当該施設を見学した方に加点します。